

6-3
312

設置認可大学の昭和二十六年度に於ける再審査計画及びその実施要項の第三項に該当する大学調

昭和二十六年七月現在

(1) 既に卒業生を出した大学

四年制大学 二〇校
短期大学 一五校
計 三五校

(2) 入学定員に対し入学者数が三分の一に満たない大学

四年制大学 八校
短期大学 一四校
計 二二校
二分の一に満たない大学
四年制大学 一九校

(3) 教員組織の充実について条件が附せられている大学

国立 五一校
四年制大学 公立 一四校 計一五〇校
私立 八五校
短期大学 国立 一校
公立 七校 計七〇校
私立 六三校
合計 二二〇校

(4) 校地、校舎並びに重要な施設、設備について条件が附せられている大学

国立 二八校
四年制大学 公立 一〇校 計七三校
私立 三五校
短期大学 公立 一三校
私立 三三校 計四六校
合計 一一九校

(5) 設置認可当時より現在資産がいちがると減少している大学

九校

春山 251

(ハ) 夜間部の学部学科を設置している大学

四年制大学
文科系 二二校 計三四校
理科系 一二校

合計 文科系 五二校
理科系 二八校 計八〇校

短期大学
文科系 三〇校 計四六校
理科系 一六校

備考

四年制大学三四校中文科、理科の二学部を設置している大学が七校ある、

これら大学は二校として計算した。

(チ) 設置認可の条件の履行に期限を附せらるる大学

国立 四校
公立 二校 計二八校
私立 二二校
短期大学 私立 二二校

合計

五二校

